

大阪府環境審議会環境総合計画部会運営要領

第 1 設 置

大阪府環境審議会条例（平成 6 年大阪府条例第 7 号。以下「条例」という。）第 6 条第 2 項の規定により、大阪府環境審議会に環境総合計画部会（以下「部会」という。）を置く。

第 2 所掌事項等

部会は、環境総合計画に係る次の事項について、審議を行うとともに、必要に応じて審議会に報告を行う。

- （1）環境総合計画の進行管理方法の検討
- （2）環境総合計画の進行管理
- （3）その他環境総合計画にかかる事項

第 3 組 織

(1) 部会は、条例第 6 条第 3 項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

- ① 条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する委員 4 名程度
- ② 条例第 3 条第 2 項に規定する専門委員 4 名程度

(2) 部会に部会長を置く。部会長は、条例第 6 条第 4 項の規定により会長が指名する。

(3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第 4 会 議

部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

第 5 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 27 日から施行する。